

## 米国におけるアニマルウェルフェアの概要

家畜福祉に関する取り組みについて、米国内でも関心は高まってきているものの、連邦議会においては家畜福祉に関する法案には依然としてあまり熱心な支持は得られていない。一方、関連業界の内部から自主的なガイドラインの導入という形での取り組みは進んでいる。

### 1. 連邦レベルでの取り組み

#### (1) 28時間法：1906年制定

家畜を含む動物を州間移動させる場合、輸送車両などから家畜の係留場まで飼料、水の給与及び休息のため家畜を輸送車両などから降ろすことなく、継続して28時間以上当該車両等に積んだままの状態にしておくことを禁止するとともに、「人道的」に移動させることが義務付けられているが、「人道的」の定義がなされていないため、厳格さに欠ける。

#### (2) 人道的な屠畜に関する法律：1958年制定

屠畜や屠畜場での家畜の取扱いに関する方法を定めた法律。

対象家畜は牛、馬、羊、豚等であり、家禽は含まれていない。

屠畜方法については家畜が苦痛を感じないように行うことが義務付けられている。1978年からはこの基準を満たすことのできない外国の屠畜場で生産された食肉の輸入を禁止。搬入時に家畜が怪我をしないよう、床や管理者の取扱い、屠畜場において常に飲料水へのアクセスや十分なスペースを設けることなどが記されている。

#### (3) 動物福祉法：1966年制定

動物に対して人道的な取扱いを行うことを規定したものであるが、その対象は、ペット、研究、検査、展示（動物園、サーカスなど）に利用される動物に限定されている。（家畜は除外されている）

### 2. 州レベルでの取り組み

連邦レベルのものに追随した形をとっている。

州独自の主な取り組みとしては、以下があげられる。

A) カリフォルニア州を含む一部の州において、家禽について、人道的な屠畜を行うように義務付けた規則を制定

B) フロリダ・アリゾナ州において、妊娠豚および食用子牛について、人道的に取り扱うよう、繋留についての罰則を伴う州刑法を改定

※アリゾナ州では2013年より規則が施行される予定

### 3. 関係業界による自主的な取り組み

#### (1) 全米鶏卵生産者組合（UEP）によるガイドラインの制定

EUが従来のケージ飼育の禁止に関する理事会指令を策定したが、全米鶏卵生産者組合は、ケージ飼育の禁止は業界の不利益になると予測し、自ら科学的根拠に沿った基準を作成するため、1999年に科学的諮問委員会を設立、2000年10月にガイドラインを公表した。

勧告とガイドラインの主な内容は、

- ① 鶏舎およびケージ面積
- ② 嘴のトリミング（「Debeaking」から「Beak Trimming」に表現を変更）
- ③ 換羽（「Force Molting」を「Molting」に統一）
- ④ 出荷、輸送、屠鳥処理

UEPによるガイドラインを遵守して生産された鶏卵には、USDA（米国農務省）やFDA（食品医薬局）等による認証を得ると、認証マークや登録を受けることができる。

現在では、ほとんどのスーパーマーケットがテーブルエッグに関して、このガイドラインを満たし認証された鶏卵を要請してきているため、全米の約80%がこのガイドラインに参加している。

#### (2) その他生産者団体の取り組み

##### A) 全米養豚生産者委員会 NPPC (National Pork Producers Council)

養豚生産者にとって、健康とウェルフェアは大きな関心事であるとし、NPPCでは、豚の健康と生産性において科学的知見に基づいたアプローチを支持している。妊娠豚のストール、口蹄疫、バイオセキュリティー等について検討がなされている。（NPPC ホームページより）

##### B) 全米豚肉ボード NPB (National Pork Board)

豚生産者等から徴収されるチェックオフ資金を利用して「飼養標準」を作成し、動物福祉的な観点などから豚の適切な管理、飼養方法に関する指針を与えるとともに、別途作成している豚飼養ハンドブックにおいて、それらに関する最新かつ具体的な情報を生産者に提供している。

##### C) 全米肉牛生産者・牛肉協会 NCBA

アニマルウェルフェアに関する原則や飼養方法（除角や去勢の人道的な方法など）に関する大まかな指針が記載されている。

##### D) 全米養鶏協会 NCC (National Chicken Council)

2005年4月にアニマルウェルフェアガイドラインを策定。

### 3. その他

アメリカマクドナルドでは、①自主基準として6つの原則を策定、②学識経験者、動物愛護関係者からなる動物福祉協議会の設置、③供給業者へのガイドラインの提示（基本的に各生産者団体のガイドラインを採用しているが若干修正を加えたもの）等の取り組みを行っている。